

○廿日市市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱

平成 29 年 8 月 1 日告示第 170 号

廿日市市老朽危険空き家除却支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、老朽化して倒壊などのおそれのある老朽危険空き家の除却を促進し、市民の安心・安全な暮らしを守り、地域の住環境の向上を図るため、市内にある老朽危険空き家の除却を行う者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日国官会第 2317 号）及び廿日市市補助金等交付規則（平成 5 年規則第 10 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 併用住宅（住宅の用に供する部分の床面積の合計が、延べ面積の 2 分の 1 以上のものに限る。）を含み、一戸建て又は長屋建ての住宅をいう。
- (2) 老朽危険空き家 市内に存し、補助事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も居住の用に供される見込みのない住宅で、次に掲げる要件に該当するものをいう。

ア 住宅地区改良法施行規則（昭和 35 年建設省令第 10 号）別表第

1、別表第 2 又は別表第 3 の評点の合計が 100 点以上であるもの

イ 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127

号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する特定空家等（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態であるものに限る。）として、判定を受けたものであって、周辺の建築物や通行人等に対し悪影響をもたらすおそれがあるもの

(3) 敷地 老朽危険空き家の存する土地をいう。

(補助対象者)

第3条 本補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 老朽危険空き家の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産（補充）課税台帳）に所有者として記録されている者（以下「所有者」という。）

(2) 前号に規定する者が死亡している場合は法定相続人とされる者（以下「相続人」という。）

(3) 敷地の所有者又はその相続人（以下「敷地の所有者等」という。）で、前2号に規定する者から老朽危険空き家の除却についての同意を受けた者

2 次の各号に該当する場合は、当該各号に定める者からの同意を得なければならない。

(1) 前項第1号又は第2号の者が補助金交付を受けようとする場合で、敷地の所有者等が異なる場合 敷地の所有者等

(2) 老朽危険空き家又は敷地が共有の場合 共有者全員

(3) 老朽危険空き家又は敷地の相続人が複数いる場合 相続人全員

3 前項のほか、所有権以外の物権その他法律の規定による権利を有する者（以下「権利関係者」という。）がいる場合は、全ての権利関係者からの同意を得なければならない。

4 前項までの規定にかかわらず、やむを得ない事由により同意を得ることができない場合で、市長が特に必要と認める者は、補助対象者としてすることができる。

(補助の対象)

第4条 本補助金の交付の対象となる老朽危険空き家は、個人が所有しているもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、法第12条第2項に規定する勧告を受けていないものに限る。

(1) 広島圏都市計画区域の市街化区域以外の区域にあるもの

- (2) 広島圏都市計画区域の市街化区域であって、跡地の活用が困難な立地状況にあるもの

2 前項の規定にかかわらず、特に市長が必要と認めるものについては補助の対象とすることができる。

(補助対象工事)

第5条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、老朽危険空き家の全部を解体及び処分（以下「除却」という。）する工事及び除却に合わせて行う老朽危険空き家にある家財道具等の処分（以下「家財等処分」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 本補助金の交付決定前に除却工事に関する契約を締結していないもの
- (2) 除却にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する登録を受けた者（市内に本店、支店等の事業所を有する建設者又は解体工事業者（個人を含む。）に限る。）に請け負わせるもの
- (3) 家財等処分にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する許可を受けた者に行わせるもの
- (4) 除却した後の土地について、敷地外への土砂流出を防止するなどの宅地保全対策等を行うもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは補助対象工事としない。

- (1) この要綱以外の補助金等の交付を受けているもの
- (2) 公共事業による移転、建替え等の補償の対象となっているもの
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関

係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）が関与するもの

(4) その他市長が適当でないと認めるもの

（補助対象経費、補助金の交付額等）

第6条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

は、次に掲げる額とする。

(1) 除却に要する経費（機械、車両等の処分に係るもの及び地下埋設物（浄化槽等）を除く。）に10分の8を乗じて得た額又は当該年度の国土交通省住宅局所管事業に係る除却工事費に老朽危険空き家の延べ面積を乗じた額のいずれか少ない方の額

(2) 家財等処分に要する額

2 補助金の交付額は、補助対象経費の3分の1と30万円のいずれか少ない方の金額を限度に交付する。ただし、算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（事前申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめその住宅（以下「事前申請建物」という。）が老朽危険空き家に該当するか否かについて、市長の判定を受けなければならない。

2 前項の判定を受けようとする者（以下「事前申請者」という。）は、事前調査申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事前申請建物の所有者が確認できる書類

(2) 事前申請建物が存する土地の所有者が確認できる書類

(3) 事前申請者が所有者、相続人又は敷地の所有者等であることが確認できる書類

(4) 付近見取図及び現況写真

(5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請があったときは、実態調査及び内容審査を行い、老朽危険空き家に該当するか否かを判定し、事前調査結果通知書（別記様式第2号）により事前申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 前条の規定により、老朽危険空き家に該当する旨の判定を受けたもので、本補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添えて、補助金交付申請書（別記様式第3号）を市長に申請しなければならない。

- (1) 除却工事实施計画書（別記様式第4号）
- (2) 補助対象工事見積書の写し
- (3) 建設業の許可、解体工事業者の登録又は一般廃棄物収集運搬の許可が確認できる書類
- (4) 建物平面図及び求積図
- (5) 跡地の管理に関する誓約書（別記様式第5号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 第3条第1項第3号による場合は、老朽危険空き家の所有者又は相続人からの同意書（別記様式第6号）を、第3条第2項各号による場合は、当該各号に定める者からの同意書（別記様式第6号）を提出しなければならない。ただし、同項第2号又は第3号にあっては、共有者又は相続人の代表する者からの疑義解決確約書（別記様式第7号の1又は様式第7号の2）を提出した場合はこの限りでない。

3 第3条第3項に該当する場合は、権利関係者からの同意書を提出しなければならない。

4 第3条第4項に規定する者が申請を行う場合は、前2項の規定は、適用しない。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があつたときは、申請の内容を審査し、適正であると認められるときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（別記様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金交付決定通知書により通知するときは、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付の条件)

第10条 申請者は、補助金交付の目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合においては、変更承認申請書（別記様式第9号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更はこの限りでない。
- (2) 市長は、前項の申請があったときは、申請の内容を審査し、その結果を変更承認通知書（別記様式第10号）により、申請者に通知するものとする。
- (3) 補助事業を中止する場合においては、あらかじめ工事中止承認申請書（別記様式第11号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
- (4) 市長は、前項の申請があったときは、申請の内容を審査し、その結果を工事中止承認通知書（別記様式第12号）により、申請者に通知するものとする。
- (5) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 軽微な変更とは、補助対象経費等の補助金の算定に係わる重要な変更がない場合で、補助金の額に変更を生じないものとする。

（申請の取下げ）

第11条 申請者は、第9条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、通知を受領した日から15日以内に、補助金交付申請取下書（別記様式第13号）を市長に提出し、申請の取下げをすることができる。

2 前項の申請の取下げがあったときは、交付の決定がなかったものとみなす。

（事業が期日までに完了しない場合等の報告）

第12条 申請者は、事業が交付決定に付された期日までに完了しない場合は、市長の指示を受けなければならない。

2 申請者は、事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告し、

その指示を受けなければならない。

（実績報告）

第13条 申請者は、補助事業が完了したときは、当該事業の完了の日から起算して20日を経過した日、又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて、完了実績報告書（別記様式第14号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事の請負契約書等の写し
- (2) 請求書又は領収書の写し（補助対象工事の実施者が発行したもの）。
なお、請求書の写しの場合は、支払終了後、領収書が発行されてから10日以内にその写しを市に提出するものとする。
- (3) 状況写真（実施前、実施後及び実施した内容が確認できるもの）
- (4) 除却工事を行った者の工事完了証明書（別記様式第15号）
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第10条第1項の規定による届出の写し（補助対象工事が同法第9条第1項の対象建設工事に該当するものに限る。）
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3の産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類
（是正のための措置）

第14条 市長は、前条の実績報告について、交付決定の内容、補助の条件等と適合しないと認めるときは、是正措置指示書（別記様式第16号）により是正のための措置を申請者に指示するものとする。

2 申請者は、前項の規定による指示に基づく是正措置が完了したときは、是正措置完了届（別記様式第17号）により市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 市長は、第13条の完了実績報告書を受理した場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、報告に係る事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるときは、

交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（別記様式第 18 号）により、申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに補助金交付請求書（別記様式第 19 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 16 条 市長は、前条第 1 項の規定による額の確定後、同条第 2 項の規定による補助金交付請求書の提出があった場合に、申請者に補助金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第 17 条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) この要綱及び要綱の規定に基づく市長の指示又は命令に違反したとき。
- (4) 補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- (5) 補助事業の遂行ができないとき。

（補助金の返還）

第 18 条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（立入検査等）

第 19 条 市長は、補助対象の老朽危険空き家について、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して報告を求め、又は当該職員にその物件を検査させ、若しくは質問させることができる。

（関係書類の保管）

第 20 条 申請者は、補助金の交付を受けた補助対象事業の実施状況等を明らかにするための台帳、書類その他必要となる図書を整備し、これら

を5年間保存しておかなければならない。

(跡地の管理)

第21条 敷地の所有者等は、老朽危険空き家を除却した土地の適正管理に努めなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年8月1日から施行する。